

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十一号

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例（昭和二十四年一月奈良県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第三条の三第三項」を「第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。